# ID:　1754

## 担当部署:　住民課

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **処分の概要** | | 通知カードの再交付 | | | | |
| **法令名**  **根拠条項** | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令　第11条第1項 | | | | |
| **法令番号** | | 平成26年総務省令第85号 | | | | |
| 【基準】  　省令第11条の規定による。  　(通知カードの再交付の申請等)  第11条　通知カード又は個人番号カードの交付を受けている者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、住所地市町村長に対し、通知カードの再交付を受けようとする旨及びその事由並びに当該通知カードの交付を受けている者の氏名、住所並びに個人番号又は生年月日及び性別を記載した再交付申請書を提出して、通知カードの再交付を求めることができる。  (1)　通知カードを紛失し、焼失し、又は著しく損傷したとき。  (2)　通知カードの追記欄の余白がなくなったとき。  (3)　令第5条第2項(第3条第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知カードを返納したとき(法第17条第1項の規定による個人番号カードの交付に伴い又は令第5条第1項第1号に該当して通知カードを返納した場合を除く。)。  (4)　令第5条第3項の規定により通知カードを返納した後、いずれかの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の備える住民基本台帳に記録されたとき。  (5)　令第15条第2項(第3条第3項において準用する場合を含む。)及び令第15条第4項の規定により個人番号カードを返納したとき(同条第1項第2号に該当して個人番号カードを返納した場合を除く。)。  (6)　令第15条第3項の規定により個人番号カードを返納した後、いずれかの市町村の備える住民基本台帳に記録されたとき。  (7)　個人番号カードを紛失し、焼失し、若しくは著しく損傷したとき又は個人番号カードの機能が損なわれたとき(第28条第1項の規定により個人番号カードの再交付を求める場合を除く。)。  (8)　個人番号カードの追記欄の余白がなくなったとき(第29条第1項の規定により新たな個人番号カードの交付を求める場合を除く。)。  (9)　前各号に掲げる場合のほか、住所地市町村長が特に必要と認めるとき。  2　通知カードの再交付を受けようとする者は、前項第1号、第2号又は第7号から第9号までに該当して通知カードの再交付を受けようとするときは、現に交付を受けている通知カード又は個人番号カードを紛失し、又は焼失した場合を除き、当該通知カード又は当該個人番号カードを返納の上、再交付を求めなければならない。  3　住所地市町村長は、第1項の求めがあった場合には、通知カードの再交付を受けようとする者に対し、令第2条第2項に規定する方法により、その者に係る通知カードを再交付するものとする。この場合において、住所地市町村長は、通知カードの再交付を受けようとする者から次に掲げるいずれかの書類の提示を受けるものとする。  (1)　運転免許証、旅券その他官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして住所地市町村長が適当と認めるもの  (2)　前号に掲げる書類を提示することが困難であると認められる場合には、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって住所地市町村長が適当と認める2以上(当該書類の提示を受けるとともに当該書類の提示を行う者又はその者と同一の世帯に属する者に係る住民票の記載事項について申告を受けることその他の住所地市町村長が適当と認める措置をとることにより当該書類の提示を行う者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができる場合には、1以上)の書類(個人識別事項の記載があるものに限る。)  4　住所地市町村長は、第1項の求めがあった場合であって、通知カードの再交付を受けようとする者が通知カード又は個人番号カードを紛失し、焼失し、又は返納しているときには、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されているその者の個人番号及び個人識別事項を確認するものとする。  5　通知カードの再交付を受けた者は、紛失した通知カード又は個人番号カードを発見した場合には、その旨並びにその者の氏名及び住所を記載した書面を添えて、発見した通知カード又は個人番号カードを、住所地市町村長に遅滞なく返納しなければならない。 | | | | | | |
| **標準処理期間** | | | 15日 | | | |
| 備考 |  | | | | | |
|  | | | | | | |
| **設定年月日** | | | | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 年　　月　　日 |